

新潟市教育委員会 平成27年4月 定例会会議録				
日 時	平成27年4月22日(水) 午後3時30分			
場 所	市役所白山浦庁舎7号棟 405会議室			
教育長	前 田 秀 子			
出席委員 (8名)	吉 村 委 員	織 田 委 員	眞 谷 委 員	
	齋 藤 委 員	伊 藤 委 員	佐 藤 委 員	
	沢 野 委 員	藤 田 委 員		
欠席委員	なし			
会議に出席 した職員 (21名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 島 徹	生 涯 学 習 センター次長	井 関 一 博
	教 育 次 長	長 浜 裕 子	中 央 公 民 館 長	五 十 嵐 政 人
	教 育 政 策 監	伊 藤 充	中 央 図 書 館 長	山 川 正 士
	教 育 総 務 課 長	上 所 隆	中 央 図 書 館 サービス課長	松 田 玲 子
	学 務 課 長	川 崎 健	新 津 図 書 館 長	松 原 伸 直
	施 設 課 長	小 林 正 人	歴 史 文 化 課 長	渡 辺 幸 子
	地 域 教 育 推 進 課 長	佐 々 木 克 己	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	五 十 嵐 雅 樹
	教 職 員 課 長	吉 田 隆	教 育 総 務 課 係 長	灰 野 梢
	総 合 教 育 センター所長	高 地 啓 衛	教 育 総 務 課 主 査	石 田 貴 宏
	学 校 支 援 課 長	大 井 隆	教 育 総 務 課 主 査	小 林 夏 那 恵
	生 涯 学 習 センター所長	三 保 恵 美 子		
その他の 出席者 (0名)				

開会	時 刻	午後 3 時 3 0 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (6件)	議案番号	件 名
	議案第 1 号	阿賀小学校と満日小学校の統合について
	議案第 2 号	平成 28 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について 平成 28 年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について 平成 28 年度使用新潟市立特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 3 号	平成 28 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 4 号	平成 28 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 5 号	平成 28 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 6 号	教職員の人事措置について
報告 (3件)	件 名	
	教育長職務代理者の指名について	
	新潟市立学校施設の耐震改修状況について (速報値)	
	旧齋藤氏別邸庭園の国名勝指定及び白根大風合戦の新潟県文化財指定について	

## 第1 開会宣言

### ○教育長

午後3時30分開会を宣言する。

このたび4月1日付けで教育長に任命されました前田です。

今回の教育委員会定例会が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正後、第1回目の会議でもあるため、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

国の法律改正に伴う、様々な教育委員会改革の取り組みが全国の教育委員会で始まったところです。

しかし、本市教育委員会では、それに先立ち、昨年度より教育委員の増員及び担当区制の実施、区・中学校区教育ミーティングの開催など地域に教育委員が出向き、現場の様子を委員の自らの目で確かめる地域に密着した取組を行っています。

こうした活動を通じて地域に開かれた、市民に身近で信頼される明るい教育委員会となっていけるものと考えております。

ご多忙の中、多大なご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

委員の皆様には、これまでどおり、教育委員会会議などを通じて、本市の教育行政のあり方について、自由闊達にご議論いただき、ご意見をいただければと考えております。

私自身も、本市の教育ビジョンで示されている「学社民の融合による教育」の一層の実現を目指して、新潟市の教育の発展に全力で尽くしたいと考えております。

教育委員会の一員としては新人となりますが、これからご指導・ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議はありませんでしょうか。

よろしければ、許可することで決定します。

## 第2 会議録署名委員の指名

### ○教育長

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に藤田委員及び眞谷委員を指名します。

## 第3 付議事件

### ○教育長

これより付議事件に入ります。議案第1号「阿賀小学校と満日小学校の統合について」教育総務課長から説明をお願いします。

### ○教育総務課長

満日地区からの満日小学校と阿賀小学校との統合の要望については、昨年10月に要望書の提出を受けて、同月の定例会にその内容と満日地域での協議の経緯を報告いたしました。また、3月の定例会では、阿賀浦地区の地域住民や阿賀小学校の保護者への説

明および周知の経過を報告し、統合についてご協議いただいております。本日は、両校を統合することについてご審議いただき、教育委員会として答申の決定をお願いするものです。

本議案は阿賀小学校、満日小学校の統合について、1、満日小学校は閉校し、阿賀小学校に編入する。2、統合の時期は平成29年4月とする。これにより統合を進めるという地域からの要望のとおりとなっております。本議案のご審議をよろしくお願いいたします。

また、本日、統合と決定されましたら、今後、新潟市小学校条例の一部改正や通学区域の設定など、教育委員の皆様からご審議決定をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、第1号議案については承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○教育長

それでは、承認いたします。

続きまして、議案第2号「平成28年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について」、「平成28年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について」、「平成28年度使用新潟市立特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針について」から、議案第5号「平成28年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書の採択に関する基本方針について」は関連がございますので、一括して審議を行います。学校支援課長からお願いします。

○学校支援課長

「平成28年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について」、議案第2号から第5号まで一括してご説明いたします。

はじめに訂正があります。高志中等教育学校の教科用図書の採択の基本方針の1の2段目、「採択に当たっては」の次ですが、「各学校が」となっておりますが、「各」と「それぞれの」をとってください。「学校が教育課程に即し」と。高志中等教育学校1校だけです。高志中等教育学校1校だけです。高志中等教育学校1校だけです。大変失礼いたしました。

平成28年度使用教科用図書の採択についてご説明いたします。義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、特別支援学校及び特定支援学級で使用する一般図書を除き、4年間同一の教科用図書を使用することになっております。中学校用教科書については、平成23年に採択を行いましたので、今年度が4年目となり採択の年となります。以上を踏まえて、平成28年度新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について説明いたします。

はじめに、小学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。平成 28 年度使用の教科用図書は平成 27 年度と同一の教科用図書を採択します。小学校用教科用図書については以上です。

続いて中学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1 点目、平成 28 年度から使用する中学校用教科用図書の採択を行います。2 点目、採択に関しては教科書無償措置法関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。3 点目、学校運営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考に採択します。4 点目、教科用図書の採択は選定委員会の答申に基づき教育委員会が決定します。以上、4 点でございます。

次に、特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1 点目、平成 28 年度に使用する一般図書の採択を行います。2 点目、採択に関しては教科書無償措置法関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。3 点目、学校運営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考に採択します。4 点目、教科用図書の採択は選定委員会の答申に基づき教育委員会が決定します。以上、4 点でございます。

次に、高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針についてです。高志中等教育学校前期課程については、中学校用教科書と同様に採択を行っております。高志中等教育学校前期課程用教科用図書については以上です。

続いて、高等学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1 点目、教科用図書の採択は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 6 号の規定によって教育委員会が行うこととなりますが、採択に当たっては各学校がそれぞれの教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにします。2 点目、各学校にその学校に適する教科用図書を次の四つの項によって選定させ、その結果を尊重して採択します。1、自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。2、文部科学省の教科書編成趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。3、選定のための委員会等を設ける場合は人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。4、不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。高等学校用教科用図書については以上です。

続いて、高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針についても、高等学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様でございます。以上が平成 28 年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針でございます。よろしくお願いたします。

○教育長

ただいまのご説明にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

- 齋藤委員 今の説明を聞きますと、小学校用教科書が平成 27 年度と同一のものを使い、中学校は変わるということですね。
- 学校支援課長 はい。前回の選定から 4 年経過しましたので。
- 齋藤委員 新しい教育委員もいらっしゃるので、説明をお願いします。基本方針で 4 年前と大きく変化しているところや、教育制度も変わっていますので、何か変更があるのでしょうか。
- 学校支援課長 今回、文部科学省から通知として 5 点示されています。採択スケジュールを再検討してほしいということです。1 点目は調査研究については調査員が作成する資料や評定について十分な審議を行う。2 点目は当該評定に拘束力があるかのような扱いはしない。3 点目は情報公開で、採択後は採択結果、採択理由、採択に携わった委員を公表し透明性に努める。4 点目は教科書見本。これは教育委員が十分な時間を持って、余裕を持って閲覧できるように環境を整える。5 点目がユニバーサルデザインで、障がいの有無にかかわらず見やすいものになっているかどうかについて検討なさйтеということですよ。
- 齋藤委員 今のお話を伺うと、これまでも教育委員が教科書を閲覧させてもらう時間がありましたけれど、その期間を 4 年前に比べ長くするということですか。
- 学校支援課長 新潟市の場合には以前から、その時間については十分確保していたのですが、文部科学省としては全国的に、しっかり見る時間を確保してほしいということです。新潟市については今までどおりの形で、もう少し余裕がとればいいのではないかと考えています。
- 伊藤委員 今、5 項目のお話がありましたように、例えばユニバーサルデザインについて、それぞれの教科書の工夫した点、研究の結果など、私たちは全部を一度に見たときに分かりにくいので、それぞれの教科書の特徴が分かるようなお話をいただけるかと思っていますが、項目が出たものについても分かりやすいようにお教えいただければ判断しやすいのではないかと思いますので、お願いしたいと思います。
- 学校支援課長 承知いたしました。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。
- それでは、議案第 2 号から第 5 号について承認してよろしいでしょうか。
- (「異議なし」の声)
- 教育長 それでは承認いたします。
- なお、採択に当たりましてはすべての人が厳正に行っていることを確認しながら進めていただきたいと思います。
- 学校支援課長 了解いたしました。

○教育長

議案第6号教職員の人事措置については、人事案件であることから非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしければ、報告案件終了後、非公開案件として再開し審議いたします。

第4 報告

○教育長

これより報告案件に入ります。

教育長職務代理者の指名についてですが、私から報告させていただきます。この件につきましてはすでに事務局から委員の皆様にお知らせしておりますが、あえて報告させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第1項に基づき、吉村委員を教育長職務代理者に指名させていただきました。吉村委員、よろしくお願いいいたします。

次に、「新潟市立学校施設の耐震改修状況について」施設課長から説明をお願いします。

○施設課長

平成20年度より耐震診断の公表が義務づけられたことにより、平成27年4月現在の学校施設の耐震化状況を公表しています。文部科学省及び新潟県の耐震改修状況の公表時期は5月下旬から6月上旬に予定されており、本市の正式な公表にあわせて議会の協議会報告やホームページなどで行う予定ですが、それに先立ち、現時点の耐震状況について報告させていただきます。なお、この数値については文部科学省に確認が済んでおらず、数字の修正の可能性もあることから、速報値としてご報告いたします。

市立学校施設の現況をご覧ください。平成27年4月現在、市内の学校施設数は小学校110校、中学校56校、中等教育学校1校、特別支援学校2校、高等学校2校、幼稚園11園、給食センター14施設、合計196施設です。これを建物の棟数で数えると962棟となります。耐震化の状況の公表はこの棟数で行います。

次に、市立学校施設の耐震化の方針をご覧ください。耐震化は新潟市建築物耐震改修促進計画に従って進めております。体育館については昨年度で耐震化を終了しており、校舎につきましては今年度末に耐震化を終了する予定です。

次に、耐震化の状況ですが、学校施設全体、木造を含む表で詳しく説明します。表の構成ですが、左の列をご覧くださいと、校舎、体育館、計を出しています。表の1行目の項目をご覧くださいと、左端が全棟数で、これを青色の耐震性のある建物と黄色の耐震化の必要がある建物に分けて記載しています。内容についてですが、一番下の計の行をご覧ください。全棟数962棟のうち、青色で色づけされた943棟が耐震性のある建物です。平成27年4月1日現在の耐震化率は98パーセントで、平成26年度の95.7パーセントより2.3パーセントの増となっております。

用語の説明ですが、特に I s 値という指標のみご説明いたします。学校施設は I s 値が 0.7 以上となるよう補強や改築をしますが、I s 値が 0.7 以上とは震度 6 強から震度 7 程度の大規模な地震があっても倒壊等の危険が低い状態です。

最後に報告 4 ページから 21 ページまでが区ごとの学校別に耐震改修状況の結果をまとめたものです。青色は耐震性のある建物、黄色は耐震化の必要がある建物を示しており、各棟の今後の予定も記載しております。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問はございますでしょうか。

○織田委員

耐震化の必要がある建物の中に、木戸小学校の普通・特別教室棟があります。ご説明いただいた診断の I s 値が 0.38 と書いてあって、今の状況が改築中となっています。0.38 というのは限りなく危ない状況に近いです。改築が現在終わりそうなのか、あと半年くらいかかってしまいそうなのか、その改築の状況を教えていただきたいと思います。

○施設課長

木戸小学校につきましては今年中に改築を終わります。その後、普通・特別教室棟については解体する予定です。

○織田委員

新しいものを改築で建てていて、危ない状態である I s 値 0.38 の棟は壊すので心配いらないということですね。

○施設課長

そういうことです。

○織田委員

工事終了の大体の目安はいつ頃なのでしょう。

○齋藤委員

今年中とも書いていないですよ。ただ、改築中としか記載がありません。

○織田委員

先ほどのご説明で、今年中には全部終わる予定ということでしたので、今年中には終わると思うのですがけれども、0.38 という数字は恐い数字なのではないかなと、素人ながら思います。どのくらい早い時期に終わるのかと、その心配だけ申し上げたのです。

○施設課長

この工事につきましては、今年中に新しい校舎ができます。次に、そちらに移っていただいて、教室を解体しますので、今年中は使う形で考えております。

○教育長

年末まで使うということですね。

○織田委員

年末まで 0.38 の値を持った建物を使用するということですか。

○施設課長

はい。

○織田委員

心配な気持ちがあるので、それだけお伝えします。

○施設課長

ご心配な点は重々承知しておりますが、スケジュールとしてはそのような形で考えております。

○沢野委員

確認になりますが、耐震化の方針も含めて、今のお話のようにそれぞれがいろいろな形で使われると思うのですが、そういうものもすべて平成 27 年度には耐震化は完了するということになるのですね。



○施設課長	今ほどご説明したような改築，大規模改修等で耐震補強するというやり方で，全部で19棟ありますけれども，すべて終了させる計画であります。
○齋藤委員	南万代小学校も0.39, 0.45の数値で改築中ということなのですが，同じ解釈でいいですか。
○施設課長	はい。
○齋藤委員	どうしてそういうふうには書かないのですか。改築中だけでは分からないじゃないですか。いつまで危険な状態で授業をしているのか。あまり危険をあおってはいけませんが，しかし，事実を知らせるためにこういう調査をしているわけでしょう。工事の完成予定があったらここに書けばいいじゃないですか。ホームページに記すのでしょうか。ほかの黄色いところは全部，平成27年度中に補強工事と書いてありますよ。それと改築中とはどう違うのですか。これを見ても分からないでしょう。今，説明を聞いて初めて分かるのです。ホームページにそういう説明があるのですか。これは速報として5月から6月にかけて市民にお知らせするのでしょうか。
○施設課長	現在，改築をしているということで，4月1日現在の状況がここに掲載されています。今後の予定についてですけれども，いただいた意見を踏まえて，そういった修正をかけるかどうか検討させていただきたいと考えております。
○齋藤委員	最初にもお断りがあったように，速報であって，公表までまだ時間があります。市民の皆さんやPTA，当該学校の人たちがみんな見るものを，何のためにホームページに掲載するのか，趣旨を踏まえて改善していただきたい。改築中という表示だけでは意味がないです。改築しているのはみんなが分かっています。南万代小学校だって，今，改築しているではないですか。
○施設課長	国のほうの内示等の時期もありますので，そういう書き方になっていきますけれども，可能であれば検討させていただきたいと思っております。
○伊藤委員	齋藤委員が確認したので分かったのですが，織田委員への回答で，校舎を今も使っているというのは，南万代小学校も同じということでしょうか。改築中という言葉ではやはり分かりにくいと思います。新校舎については，例えば，耐震であるとかどこか欄外でもいいのですが，先ほど発言があったようにもう少し分かりやすいように説明を加えていただきたいです。私たちはお聞きしながらなので理解が深まったのですけれども，改築中だけでは，実際，まだこの建物を使っているということが全然分かりません。平成27年度内に済みますという1行では分からないので，もう少しご説明が加えられるか，検討を要望いたします。

○施設課長	それも併せて検討させていただきたいと思います。
○教育長	<p>それでは、ホームページ等の掲載について検討していただくということで、お願いいたします。</p> <p>次に、旧齋藤家別邸の国名勝指定及び白根大凧合戦の新潟県文化財指定について、歴史文化課長から説明をお願いいたします。</p>
○歴史文化課長	<p>はじめに、旧齋藤氏別邸庭園の国名勝指定についてご報告申し上げます。中央区西大畑町にあります旧齋藤氏別邸庭園は、平成25年3月27日付で国登録記念物になっておりましたが、このたび、平成27年3月10日をもって国の名勝に指定されました。この庭園は新潟の豪商齋藤喜十郎が大正6年から9年に造った別邸の庭園でございます。砂丘地形の高低差や砂防林のクロマツを巧みに利用した植生や地元産の石材を用いるなど、風土色を生かした庭園として芸術性、学術性の価値が高いとの評価を受けました。</p> <p>県内における庭園の国名勝指定は、旧齋藤氏別邸庭園を加え、5件目となり、市内の庭園では初の国指定でございます。この指定に伴い、同日付で国登録記念物の登録を抹消されました。県内の名勝指定の状況や旧齋藤氏別邸庭園のこれまでの経緯については資料をご覧ください。</p> <p>続きまして、白根大凧合戦の新潟県文化財指定についてご報告申し上げます。去る3月24日付で白根大凧合戦が新潟県無形文化財に指定され、その旨の県報告示がございました。平成5年7月14日に旧白根市より無形民俗文化財として指定され、合併後、新潟市指定文化財に引き継がれておりました。これまで、白根凧合戦協会などからの要望も受け、県に働きかけをしてきた経緯がございます。県は、白根大凧合戦と三条凧合戦、今町・中之島凧合戦の三つの合戦を一括として「越後の凧合戦習俗」という名称で指定いたしました。指定の理由など、詳細については資料をご参照ください。</p> <p>県指定に伴い、新潟市文化財に指定されている物件は、新潟市文化財保護条例第4条第2項の「市文化財が法又は県条例による指定があったときは、市文化財の指定は解除されたものとする」との規程により、県指定の日、平成27年3月23日をもって市の指定を解除といたします。これにより、市の指定文化財件数は261件から260件になります。</p>
○教育長	ただいまの説明に、ご意見、ご質問はございますでしょうか。
○齋藤委員	名勝に指定されると、具体的に何が変わるのですか。
○歴史文化課長	国に指定されますと、修理や整備をするときに50パーセントの補助がつきます。
○齋藤委員	同じように、関連して白根大凧合戦、県の指定になるということとはどの辺が変わってくるのですか。地元の委員もいらっしゃる

ので、興味があると思います。

○歴史文化課長

これも、これまで修理などをすると市からの補助が出ていたのですけれども、県に指定されますと、県からの補助ということですよ。

○齋藤委員

県からの補助も出るということですか。

○歴史文化課長

補助が 50 パーセントで、またその半分の 50 パーセントのうち 25 パーセントは市からということです。

○齋藤委員

今まではどうなのですか。割合が、県、市というパーセンテージが変わっただけですか。

○歴史文化課長

県からの補助が、例えば、100 万円の修理の場合、今まで、市の指定ですと市から 50 万円が補助、そして所有者が 50 万円。今度は県の文化財指定になりますと 50 万円が県から、そしてあと残りの 50 万円のうち 25 万円が市から、そしてあとの 25 万円は所有者からということになります。

○沢野委員

県指定のものは新潟市の指定を解除とあるのですが、解除されても補助は出るのですか。

○齋藤委員

指定と補助は別なのですね。

○沢野委員

別物なのですね。分かりました。

○齋藤委員

はじめにご説明いただいたことは、この資料に書いてあることです。私どもは、事前にこの資料をいただいて、目を通してきております。できれば、文章でなく口頭でいいですから、その辺のところを少し分かりやすく説明していただければありがたいと思います。

○歴史文化課長

ありがとうございます。

○教育長

よろしいでしょうか。

では、これで報告案件を終了いたします。

## 第 5 次回日程

○教育長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

5 月につきましては、臨時会を 5 月 11 日月曜日午後 3 時 30 分から、定例会を 5 月 27 日水曜日午後 3 時 30 分から、6 月につきましては、6 月 24 日水曜日午後 3 時 30 分からを予定しております。

## 第 6 一時閉会

○教育長

午後 4 時 10 分 定例会を一旦終了する。

傍聴人・報道はご退席ください。事務局も両教育次長、教育総務課長、教職員課長、教育総務課事務局を除いて、全員ご退席をお願いいたします。

## 第 7 定例会再開

(非公開案件)

(付議事件)

議案第 6 号「教職員の人事措置について」

審議し、可決する。)

第8 閉会宣言

○教育長 午後4時55分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員